

令和 9 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室/廃棄物適正処理推進課)

項 目 名		指定非常災害廃棄物最終処分場における非常災害廃棄物の受入れに係る損金算入等の特例措置の創設	
税 目		法人税、所得税	
要 望 の 内 容	【措置の内容】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「改正廃掃法」という。）に基づき指定非常災害廃棄物最終処分場として都道府県の指定を受けた最終処分場設置者は、維持管理積立金を損金又は必要経費に算入することができることとする。		
	【関係条文】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 5、第 15 条の 2 の 4 改正廃掃法第 9 条の 3 の 4		
	平年度の減収見込額		▲1,808 百万円
	(制度自体の減収額)		(ー 百万円)
	(改 正 増 減 収 額)		(ー 百万円)

(1) 政策目的

改正廃掃法に基づく指定非常災害廃棄物最終処分場制度により、非常災害廃棄物の十分な受入れ容量を確保し、受入れ準備を促進することで、非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るもの。

(2) 施策の必要性

国土強靱化基本計画（令和5年7月28日閣議決定）では、「起きてはならない最悪の事態」の一つとして、「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態」が挙げられている。気候変動の影響により頻発化及び激甚化の傾向にある豪雨及び台風等の水害、近い将来の発生の切迫性が指摘されている大規模地震等により発生する災害廃棄物の処理に備えるため、最終処分場における十分な受入れ容量の確保が強く求められている。具体的には、水害では、平成30年7月豪雨においては約1,900千トン、令和元年房総半島台風及び同年東日本台風においては約1,090千トン、地震では、令和6年能登半島地震においては約4,420千トン、平成28年熊本地震においては約3,110千トン（1年間で熊本県にて処理される一般廃棄物量の約581%に相当）、東日本大震災においては31,000千トン（1年間で全国にて処理される一般廃棄物量の約72%に相当）といった膨大な量の災害廃棄物（津波堆積物を含む）が発生しており、今後発生が予期されている南海トラフ地震では東日本大震災の約14倍の420,000千トン、首都直下地震では約3倍の91,000千トンの災害廃棄物が発生すると見込まれている。

非常災害廃棄物には、倒壊家屋等由来の混合廃棄物、火災の燃えがら又は石綿混じりの廃棄物等、破碎・選別等の中間処理や再生利用等に適さないために埋立処分せざるを得ないものが大量に含まれている。これらの非常災害廃棄物は、一般廃棄物最終処分場において処分されることが通常であるが、その容量が不足する場合は民間の産業廃棄物最終処分場も含めて活用する必要がある。

令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、今後、大規模災害により大量の非常災害廃棄物が発生した際に円滑かつ迅速に処理できるよう、平時のうちから非常災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場を把握し、発災時には非常災害廃棄物の受入れ先として速やかに調整ができる体制を整えるため、改正廃掃法により最終処分場の指定制度（以下「指定非常災害廃棄物最終処分場制度」という。）を措置することとした。

本指定は最終処分場設置者の申請に基づくものではあるが、指定を受けた最終処分場は、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けることを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該委託を受けなければならない（改正廃掃法第9条の3の4第4項）とされている。

加えて、災害廃棄物を受け入れることにより、最終処分場の埋立終了時期が前倒しで到来し、本来の事業計画の見直しが必要となり、また、通常の廃棄物よりも夾雑物の多い災害廃棄物を受け入れることによる水処理への負荷の増大も想定される。

災害廃棄物は一般廃棄物であり、統括的処理責任を有する市町村が受け入れるべきものであるが、各市町村が自ら施設を設置するなどにより受入れ容量を確保することは非効率的であり、指定非常災害廃棄物最終処分場制度を活用して民間が設置した最終処分場の一部を、災害廃棄物を受け入れるために活用することが効率的である。本制度を活用して指定非常災害廃棄物最終処分場を確保していくためには、最終処分場設置者にとって指定を受けることのインセンティブが重要となるため、維持管理積立金を損金又は必要経費に算入することにより、指定の促進を図る本特例措置が必要。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 資源循環政策の推進 4-3. 一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）
		政策の達成目標	指定非常災害廃棄物最終処分場を確保し、平時から非常災害廃棄物の受入に備えることで、大規模災害発生時の非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。 アウトカム指標：令和 19 年度中に、今後発生が予想されている南海トラフ地震により発生が見込まれる 420,000 千トンの非常災害廃棄物のうち、最終処分が行われると見込まれる 25,200 千トン埋立可能な指定非常災害廃棄物最終処分場を確保する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	5 年間（令和 9 年 4 月 1 日～令和 14 年 3 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	アウトカム指標： ① 令和 10 年度中に、1,400 千トン（令和 6 年能登半島地震における最終処分量を想定）を埋立可能な指定非常災害廃棄物最終処分場の確保 ② 令和 13 年度中に、12,600 千トン（令和 6 年能登半島地震における最終処分量に相当する埋立が全国 9 ブロック（北海道、東北、北陸、関東、中部、近畿、中国、四国、九州）において必要となる場合を想定）を埋立可能な指定非常災害廃棄物最終処分場の確保
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 300 事業者
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置を講じることにより、より多くの非常災害廃棄物最終処分場を指定することで、平時から非常災害廃棄物の受入に備え、大規模災害発生時の非常災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	・ 公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る課税標準の特例措置（地方税法附則第 15 条第 2 項第 3 号、第 4 号及び第 5 号、地方税法施行令附則第 11 条第 5

			項、地方税法施行規則附則第 6 条第 14 項、第 15 項及び第 17 項) ・ 廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置 (地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 1 項第 5 号、地方税法施行令 附則第 10 条の 2 の 2 第 7 項)
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	指定非常災害廃棄物最終処分場における非常災害廃棄物の受入れに関する他の補助制度等は講じていない。
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関 係	指定非常災害廃棄物最終処分場における非常災害廃棄物の受入れに関する他の補助制度等は講じていない。
		要望の措置 の 妥 当 性	最終処分場の埋立容量や災害廃棄物の受入れによるリスクは各設置者において異なる。また、補助金による措置では、発災しなかった場合に、補助を要しない設置者への支払いが発生してしまう。 一方で、積立制度を活用した損金算入等の特例措置であれば、個々の最終処分場のリスクを踏まえて措置することが可能であるため、本特例措置は妥当性を有する。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	—
		租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	—
		租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段としての有効性)	—
		前回要望時 の達成目標	—
		前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—

これまでの 要望経緯	—
---------------	---